**自 己 申 告 書**

（別居に伴い仕送りをする場合）

関西電力健康保険組合

常務理事 殿

令和　　　　　年　　　　　　月　　　　　日

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

※直筆の場合、印は省略可

　（被保険者番号： 　　　　　　　　　　）

家族「　　　　　　　　　　 　　　　」（続柄：　　　　　　　 ）の被扶養者手続きに際し、以下のとおり申告いたします。

（内容）

・上記被扶養者とは（　　　　　　　　　　　　　　　理由　　　　　　　　　　　　　　　　　）のため、（　　別居開始時期　　　　　）　から別居しています。

今後は継続して毎月、規定額以上の金額を被保険者本人より送金し、　「仕送り金額」は、「被扶養者の収入」ならびに「標準生計費（※）」を上回る金額を仕送りいたします。

今後の仕送り計画は下記の通りです。

　　上記被扶養者の年間収入見込額　　①　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　被保険者の年間仕送り予定額　　　　②　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　被保険者の月間仕送り予定額　　　②　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　÷　１２か月　＝　③　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　なお、今後被扶養者の収入額が増加した場合は、仕送り金額も増額いたします。

・今回令和　　　　　年　　　　月分の仕送りとして、令和　　　　年　　　　月　　　　日に　③　　　　　　　　　　　　　　　　　円を振り込みました。

・「仕送り証明書」は振込依頼書（控）や預金通帳（写）など、送金者（被保険者）・受取者（被扶養者）の氏名、受取月日、送金額が確認できるものとし、 手渡し、預け入れは認められないことを理解しています。

・仕送り証明書は、廃棄せず、責任を持って全て保管することとし、健康保険組合から提出を求められた場合は速やかに応じます。

なお、今後、上記対象者の状況に変更｛就職（パート・アルバイト含む）、収入限度額超過等｝があった場合は、速やかに必要な手続き（「被扶養者（減）」等）を行います。また、上記に記載した申告内容に相違があった場合は、健康保険組合の指定する日まで遡って被扶養者資格を取り消されても異存ございません。

以 　　　上

**【「標準生計費」（※）について】**

●かんでんけんぽホームページ「すこやかｗｅｂ」→メニュー画面より「健康保険のしくみ」→「健康保険に加入する人」→「標準生計費」　参照。

【仕送り基準について】

●かんでんけんぽホームページ「すこやかｗｅｂ」→メニュー画面より「こんなときの手続きは」→「被扶養者と離れて暮らすとき」参照。